

## 懲戒に関する規程

岩手県立不来方高等学校

(趣旨)

- 1 この規定は、学則第9章第35条に規定する懲戒について、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類等)

- 2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

退学処分	本校に在籍する権利を剥奪すること。	
停学処分	一定期間学校の施設を使用させないこと。	
訓告処分	過去の言動に注意を与え、反省を促すこと。	
謹 慎	問題行動の反省のために、保護者の理解を得て、授業への出席の自粛を求めること。	
	家庭謹慎	家庭において謹慎すること。
	登校謹慎	登校の上、校内で謹慎すること。
説 諭	問題行動を戒め、反省を促すこと。	

- 3 懲戒は、問題行動の内容、心身の状況、過去の指導歴等を考慮して行うものとする。  
(停学及び謹慎の期間)
- 4 停学及び謹慎の期間は、問題行動の内容、生徒の反省状況等を考慮して定めるものとする。  
(解除)
- 5 停学処分及び謹慎の懲戒を受けた者が十分に反省したと認められたときは、これを解除するものとする。  
(処分の手続き)
- 6 校長は退学、停学及び訓告の処分を行う場合は、被処分者に対し処分通知を交付するものとする。
- 7 退学、停学及び訓告の処分は、指導要録に記載するものとする。

岩手県立不来方高等学校学則 抜粋

第9章 賞罰

(懲戒)

第35条 校長及び教員は、教育上必要と認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。

(懲戒による退学)

第36条 前条に規定する退学は、次の各号に該当する者に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく、出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者